

(仮称) 勝負平ラインガルテン簡易宿泊施設 基本設計業務  
要求水準書

令和6年11月  
豊丘村

## 要求水準書

### 1 要求水準書の意義

本要求水準書は、豊丘村（以下「村」という。）が実施する（仮称）勝負平クラインガルテン 簡易宿泊施設建築事業に係る設計業務（以下「本業務」という。）について、村が要求する性能の水準を示すものである。

プロポーザルに参加することが認められた者は、本要求水準書に明記されている事項（以下、「要求事項」という。）を満たしたうえで、本業務に関する提案を行うことができる。また、本業務の請負者は、業務期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

### 2 事業目的

「（仮称）勝負平クラインガルテン簡易宿泊施設 基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領」を参照

### 3 業務内容

簡易宿泊施設の建築に係る基本設計業務

### 4 （仮称）勝負平クラインガルテン整備事業内容

#### （1）建設する土地

- ・北エリア 豊丘村大字河野 2350 番地周辺 約 5,000 m<sup>2</sup>
- ・南エリア 豊丘村大字河野 2286 番地 1 周辺 約 3,500 m<sup>2</sup>

#### （2）位置図等 添付図参照

#### （3）建設する施設

##### ア 簡易宿泊施設（提案対象施設）

- ・人数想定：夫婦 2 人
- ・構造：1DK（ロフト付）
- ・建築面積：30 m<sup>2</sup>程度
- ・延床面積：40 m<sup>2</sup>程度
- ・建設数等：10 棟（北エリア 6 棟・南エリア 4 棟）

- ・ 菜 園：100 m<sup>2</sup>程度

イ 交流棟（提案対象外施設）

- ・ 人数想定：交流者 30 人程度
- ・ 構 造：平屋建て  
交流スペース、トイレ、農機具置場、事務室等
- ・ 建築面積：100 m<sup>2</sup>程度
- ・ 建設数等：1 棟（南エリアに整備）

ウ 付帯施設（提案対象外施設）

- ・ 施 設 等：観光農園、駐車場、上水道受水槽及び加圧ポンプ等

5 適用法令等適用法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令、基準等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令、基準等を遵守すること。

（関係法令等）各法令は、いずれも本事業公募公示日の最新の法令を適用するものとする。

- （1）建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 210 号）
- （2）都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）
- （3）消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
- （4）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号）
- （5）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- （6）電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- （7）水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）
- （8）下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）
- （9）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）
- （10）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第

137号)

(11) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）

(12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）

## 6 要求水準書の変更

村は、事業期間中に要求水準書を変更することがある。以下に、要求水準書の変更に係る手続きを示すとともに、これに伴う契約変更の対応を規定する。

### (1) 要求水準書の変更の手続き

ア 村は、事業期間中に次の事由により要求水準書の変更を行う。

- ・法令の変更等により業務内容を変更する必要があるとき
- ・災害、事故等により特別な業務を行う必要があるとき
- ・その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき

イ 変更の手続きについては、事業契約書で定める。

### (2) 要求水準の変更に伴う契約変更

ア 村と事業者は、要求水準書の変更に伴い、事業者が行うべき業務内容が変更されたときは、必要に応じ、事業契約書の変更を行うものとする。

イ 詳細については、事業契約書で定める。

## 7 書類

事業者は、下記に定める書類を作成し、定められた時期までに村に提出するものとする。

### (1) 業務計画書等

業務契約締結後速やかに提出すること。

### (2) 設計図書当

基本設計図書：基本設計完了時に提出すること。